

担い手総合緊急支援事業のうち

－ 農地の利用調整活動支援事業(新規) －

1. 趣 旨

平成19年産から導入が予定されている品目横断的経営安定対策については、その加入対象として、認定農業者及び特定農業団体等に絞って実施することとしていることから、認定農業者の育成確保及び集落営農の組織化・法人化の促進が喫緊の課題であるため、これらの担い手へ農地の利用集積等を集中的に実施する必要がある。

このため、担い手育成総合支援協議会（以下「協議会」という。）が行う農地の利用調整活動を促進するための措置を講ずることにより、担い手への農地集積を効果的に推進する。

2. 事業内容

(1) 集落農地等利用調整等効率化支援事業

集落内の農地の利用調整活動を効率的かつ効果的に実施するために不可欠な農地等に関する情報整備及び提供に関する活動を支援。

(2) 集落農地等利用適正化推進事業

担い手への利用集積を図ろうとする優良農地を確保するため、将来にわたり農業上の利用の増進を図る必要のある農地を選定するとともに、これら農地の監視活動を推進するほか、地区エリアの広域化にも対応できるようこれらの活動を支援。

(3) 認定農業者農地等利用調整促進事業

担い手の中核を占める認定農業者から、農用地について利用権の設定等を受けたい旨の申し出があった場合に集落営農の組織化と調整を図りつつ、協議会が行う利用調整活動を支援。

(4) 地域活動サポート推進事業

上記の活動を効率的かつ効果的なものとするため、協議会が効率的な地域活動の推進のために行う研修・指導・情報提供等に関する活動を支援。

3. 事業実施主体

担い手育成総合支援協議会

4. 事業実施期間 平成18年度から平成22年度まで

5. 補助率 定額

6. 平成18年度概算決定額

799,974(0)千円

【経営局 構造改善課】